

中間貯蔵・環境安全事業(株)北海道 PCB 処理事業所に対する立入検査実施状況

立入年月日	立入実施主体	内 容
平成 2 9 年 4 月 7 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・胆振総合振興局保健環境部環境生活課 ・室蘭市環境部環境課 	<ul style="list-style-type: none"> ○協定及び廃物処理法に基づく立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の運転状況確認。 ○指摘事項等 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
平成 2 9 年 5 月 1 1 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・胆振総合振興局保健環境部環境生活課 ・室蘭市環境部環境課 	<ul style="list-style-type: none"> ○協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・増設施設に係る排出源モニタリング実施 (5 月 1 1 日～1 2 日) 時の調査状況確認、処理施設の運転状況確認。 ○指摘事項等 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
平成 2 9 年 6 月 1 2 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・胆振総合振興局保健環境部環境生活課 ・室蘭市環境部環境課 	<ul style="list-style-type: none"> ○協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・当初施設攪拌洗浄エリア第 1 2 槽からの洗浄溶剤漏洩事案 (6 月 1 0 日発生) の現場確認。 ○指摘事項等 <ul style="list-style-type: none"> ・漏洩原因、漏洩箇所が特定できないため、厳重な監視のもと第 1 2 槽の運転を了解。 ・ストレーナーのフランジについて、弛緩防止の対策を講ずること。 ・可能な限り、洗浄エリア内の定期点検を強化すること。 ・早急に全攪拌洗浄槽のフランジについて、緩みの確認、増し締めを行うこと。
平成 2 9 年 6 月 1 6 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・胆振総合振興局保健環境部環境生活課 ・室蘭市環境部環境課 	<ul style="list-style-type: none"> ○協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・当初施設攪拌洗浄エリア第 1 2 槽からの洗浄溶剤漏洩事案 (6 月 1 5 日発生) の現場確認。 ○指摘事項等 <ul style="list-style-type: none"> ・ストレーナーフランジからの漏洩でなく、槽胴部と底部の接合部分からの漏洩であることが判明。 ・ボルトの増し締め、合いマークの塗布、ITV と目視による監視の強化により第 1 2 槽の運転をする意向であったが、運転の中止を指示。 ・メーカーに対し当該事案の対応策、今後の点検のあり方、運転再開に当たっての漏れ試験の方法について協議し、報告すること。 ・第 1 槽から第 1 1 槽については、胴部と底部接合部のボルトの増し締めを行うこと、監視体制を強化することで、運転再開を了解。

立入年月日	立入実施主体	内 容
平成29年 6月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境生活部環境局循環型社会推進課 ・ 胆振総合振興局保健環境部環境生活課 ・ 室蘭市環境部環境課 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初施設攪拌洗浄エリア第12槽からの洗浄溶剤漏洩事案(6月15日再度発生)の現場確認。(Lv3攪拌洗浄エリア立入) ○ 指摘事項等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 漏洩時の対応の妥当性を検証すること。 ・ 稼働中の他の攪拌洗浄槽の安全対策を徹底すること。 ・ 漏洩の原因究明を進めること。 ・ 調査により明らかにした原因を踏まえた水平展開を確実に実施すること。 ・ 過去の事象からの水平展開が十分であったのか検証すること。
平成29年 8月 3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胆振総合振興局保健環境部環境生活課 ・ 室蘭市環境部環境課 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初施設に係る排出源モニタリング実施(8月2日~4日)時の調査状況確認、処理施設の運転状況確認。 ・ 攪拌洗浄エリアの洗浄溶剤漏洩事案に関し、第12槽の補修方法、他の槽の漏洩防止対策について聴取。 ○ 指摘事項等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
平成29年10月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胆振総合振興局保健環境部環境生活課 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協定に基づく立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 匿名者から胆振総合振興局への電話で指摘があった、施設壁面の油污れについて現場確認を実施。 ○ 確認結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北側壁面にあるボイラーの熱媒油の圧力調整の配管出口付近に汚れを確認 ・ 熱媒油にPCBは検出されていないことを確認 ○ 指摘事項等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱媒油の放出を最小限に抑制すること。 ・ 抑制のための措置について報告すること。 ・ 壁面の清掃を実施すること。
平成29年11月 9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胆振総合振興局保健環境部環境生活課 ・ 室蘭市環境部環境課 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初施設大型トランス解体エリアNO.1抜油・予備洗浄装置抜油ポンプからの洗浄溶剤漏洩事案の現場確認。 ○ 確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイヤフラムポンプエアライン排気口からの漏洩と推定。 ・ 全ての抜油・予備洗浄装置の運転停止とする。 ○ 指摘事項等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予備のポンプとの交換、原因究明のため分解点検を了解。明日の試運転に立ち会うこととした。 ・ 5年前のポンプ交換以降、点検を実施していない理由を明らかにすること

立入年月日	立入実施主体	内 容
		<p>(以前は毎年度実施)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の事業所での漏洩事例はないか確認すること。 ・ダイヤフラムの交換について、メーカーの推奨期間を確認すること。
平成29年11月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・胆振総合振興局保健環境部環境生活課 ・室蘭市環境部環境課 	<ul style="list-style-type: none"> ○協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・当初施設大型トランス解体エリアNO.1抜油・予備洗浄装置抜油ポンプからの洗浄溶剤漏洩事案の現場確認。 ○確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ・漏洩は抜油ポンプ内のダイヤフラムの亀裂により、洗浄溶剤が吐出したものと判明。 ・抜油・予備洗浄装置に給液・排液を実施。交換した抜油ポンプは正常に稼働、溶剤の漏洩がないことを確認した。 ○指摘事項等 <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー確認の結果、ダイヤフラムの交換推奨期限は1年であり、今後は、毎年度ポンプの交換を定期点検時に実施することとした。 ・排液パン以外への流出防止策を講ずることで検討。 ・同様のエア駆動式ダイヤフラムポンプ3台について、早急に交換すること。 ・2016年に東京事業所においてダイヤフラムポンプのダイヤフラム損傷による溶剤漏洩事象があったにも関わらず、水平展開が不十分であったことを指摘。